

和良鮎まつり 2019 出店要項

1. 開催日時 令和元年10月27日(日) 10:00~15:00(雨天決行)
2. 開催場所 郡上市和良町 道の駅和良 特設会場(和良町運動公園一円)
3. 主催 和良鮎まつり実行委員会
4. 開催趣旨 清流めぐり利き鮎会で、過去3度グランプリに輝くほど、おいしい和良鮎を宣伝し、地域内外に魅力を伝える。地域の人たちが集い、楽しみながら参加できる地域住民主体のイベントを開催することで、地域活性化を図る。
5. 出店要件
 - (1) 開催趣旨を理解し、市内外からの来場者に料理等を提供し、心のこもったおもてなしができる郡上市内の個人または団体等であること。
 - (2) 保健所の許可を受けた食品、飲料(アルコール可)を安全かつ衛生的に提供できる郡上市内の個人または団体等であること。

なお、露店営業許可を取得していない場合は、保健所にて臨時営業許可を取得することとする。
 - (3) 1区画(3.6m×3.6m:テント半分)最大2区画まで申込可能とし、1区画に1分類の範囲(保健所営業許可取扱品目)の食品を取り扱えるものとする。

なお、実行委員長が認める場合はこの限りではない。
 - (4) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等)や、それとみなされる個人または団体でないこと。
6. 出店料 1区画 500円(最大2区画まで申込可能)

ただし、保健所への臨時許可申請の手数料等出店に係る経費は出店者の負担とする。
7. 準備品
 - (1) 主催者側 出店場所(1区画:テント半分)
コンパネ机2台 椅子2脚 石膏ボード2枚
 - (2) 出店者側 什器具(調理機材、ガス機器、ガスボンベ等)
手洗い用の給排水設備(給水ポリタンク、排水用バケツ等)
衛生管理備品(消毒アルコール、手洗石鹸、蓋付ゴミ箱、保冷庫)
消火器(火器を取り扱う場合は必ず必要)
その他販売に必要なもの
8. 営業時間 開店時間は原則、午前10時から午後3時までとする。
9. 衛生管理
 - (1) 保健所の許可を必要とする営業については、保健所の許可を必ず受けること。無許可のものは出店を認めない。
 - (2) 許可申請については、出店者各自で行うこと。
 - (3) 当日は営業許可を必ず持参すること。
 - (4) アルコール類を提供する場合は、飲酒運転が起きないように配慮すること。
 - (5) 来場者等の食中毒、怪我等の出店者側が起因する事故の責任は、当該出店者が負うものとする。

(6) 生ゴミ、段ボール等のブース内のゴミは出店者で処理すること。

10. 火器使用

(1) ガス機器、フライヤー、発電機を使用する場合は、消防署の点検を必ず受けること（当日に消防署職員が見回りをします）。

(2) ガスボンベは事前に使用期限を確認し、使用期限内のものを使用すること。

(3) 消火器を必ず常備すること。

11. 出店取消

(1) 虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合

(2) 実行委員会等の主催者の指示に従わない場合

(3) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等）と判明した場合

(4) 営業中に粗暴、卑猥な言動等により来場者に迷惑をかける行為を行った場合

12. その他

(1) 出店申込は和良鮎まつり実行委員会へ出店申込書を提出すること。

(2) 応募多数の場合は、和良鮎まつり実行委員会にて審査、選定し決定するものとする。

(3) 出店位置については、和良鮎まつり実行委員会にて決定し、後日、通知するものとする。

(4) 台風等により、やむを得ず大会を中止する場合は、出店申込書の連絡先へ電話することとする。なお、出店の経費については保証しないものとする。

(5) イベント会場準備及び後片付けに協力すること。

(6) その他、要項に記載されてない事情が発生した場合は、相互の協議により決定するものとする。